

## 協議第 2 号

### 議会議員の定数及び任期の取り扱いについて

議会議員の定数及び任期の取り扱いについて提案する。

平成 16 年 8 月 11 日

風連町・名寄市合併協議会  
会 長 島 多 慶 志

合併特例法に定める協議項目	B - 2	議会議員の定数及び任期の取り扱いについて
<p>1 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 19 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議員として在任する。</p> <p>2 新市の議会の議員の定数は 26 人とする。</p> <p>3 合併後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第 15 条第 6 項及び公職選挙法施行令第 9 条の規定を適用し、合併前の市町ごとに選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき議員の数は、風連町 8 人、名寄市 18 人とする。</p>		

平成 年 月 日確認

風連町 名寄市合併協議会の調整内容

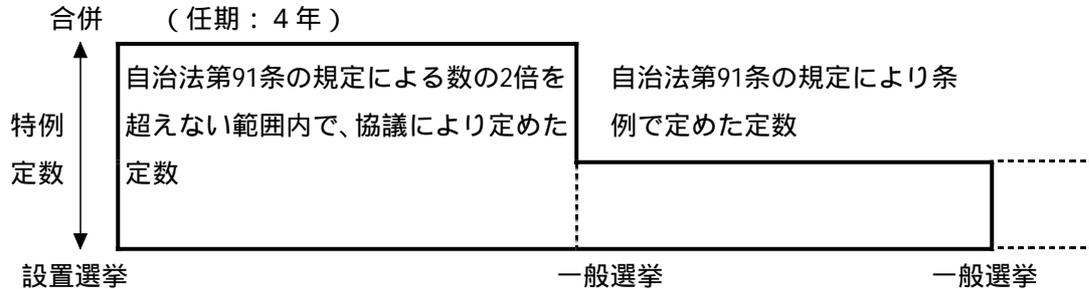
区 分	合併特例法を適用しない 場合	定数に関する特例 (合併特例 法第 6 条 )を適用する場合	在任に関する特例 (合併 特例法第 7 条 )を適用する 場合
1合併関係市 町村の議 会の議員 の 身 分	合併関係市町村の廃止と同 時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同 時に失職する。	合併関係市町村の協議に より、合併後 2年を超えない 範囲に限り、引き続き合 併市町村の議会の議員と して在任することができる。
2任 期	設置選挙の日から4年 【地方自治法第 93 条第 1 項】	設置選挙の日から4年 【地方自治法第 93 条第 1 項】	合併後 2 年を超えない範 囲で協議で定める期間。
3定 数	地方自治法第 91 条第 2 項に 基づく合併市町村の人口 (地 方自治法第 254 条 )区分ご との上限数の範囲内で条例で 定める。  地方自治法第 91 条第 2 項 人口 5 万未満の市及び 2 万以上の町村 26 人  * 人口 = 官報で公示された 最近の国勢調査人口又は、 これに準ずる全国的な人口 調査の結果による人口。 【地方自治法第 254 条】	設置選挙に限り合併関係市 町村の協議により、地方自治 法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を 定めることができる。  * 合併後の人口が 5 万人未満の場合 = 26 人 2 倍を超えない範囲 26 人 × 2 = 52 人以内 この特例による定数は、解 散、総辞職等によって議員が すべてなくなったときは、地方 自治法第 91 条の定数に復帰 する。 【合併特例法第 6 条第 1 項】	地方自治法第 91 条の定 数を超えるときには、当該 数をもって合併市町村の 議会の議員定数とし、議員 に欠員が生じたとき、また は議員がすべていなくなっ たときは、これに応じてそ の定数は第 91 条の規定に 至るまで減少する。
4選 挙 期 日	設置の日から 50 日以内 【公職選挙法第 33 条第 3 項】	設置の日から 50 日以内 【公職選挙法第 33 条第 3 項】	選挙を行わない。
5補欠選挙の 適 用	有	有	無
6選 挙 区	条例で選挙区を設けること ができる。 【公職選挙法第 15 条第 6 項】 (合併後、最初に行われる設置 選挙に限り、選挙区ごとの議 員定数は、人口に比例しない で定めることができる。 【公職選挙法施行令第 9 条】)		

## 議会議員の定数特例・在任特例の概要 (新設合併の場合)

### 1 定数特例 (合併特例法第6条第1項)

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

#### [法制度]



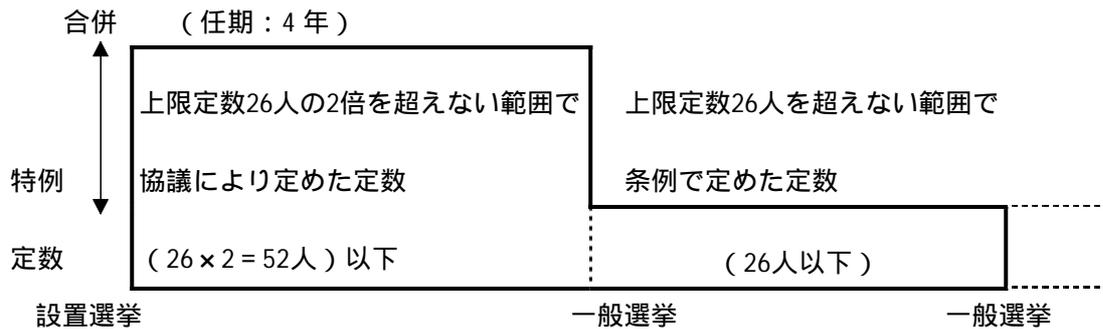
#### [新市の場合]

人口 (平成12年国勢調査)

名寄市 27,760人

風連町 5,568人 (計 33,328人)

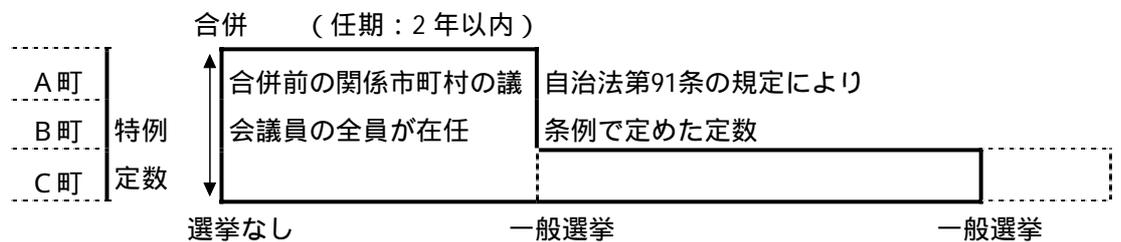
自治法第91条の上限定数 26人



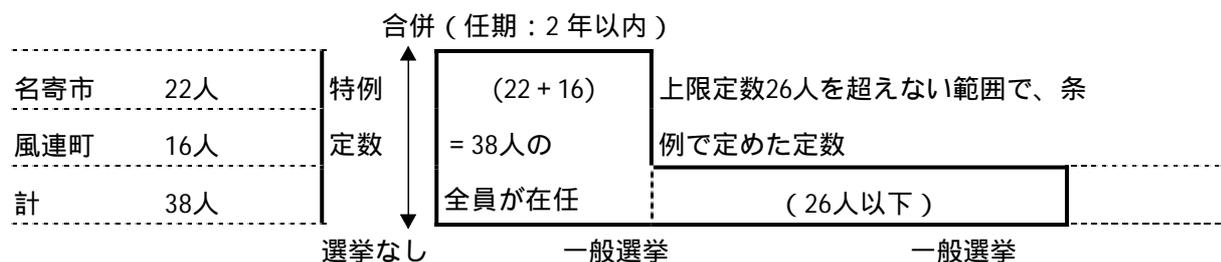
### 2 在任特例 (合併特例法第7条第1項)

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

#### [法制度]



#### [新市の場合]



## 風連町・名寄市合併協議会の調整内容

区分	任期 (18年3月末)
通常	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>名寄市議会議員(15年5月1日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>風連町議会議員(17年9月7日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>新市の議会議員</p> <p>(50日以内に選挙)</p> </div> </div>
議員 在任 特例	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>名寄市議会議員(15年5月1日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>風連町議会議員(17年9月7日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>合併の日から2年以内</p> </div> </div>
19年統一地方選挙までを任期とした場合(名寄市議会任期と合致)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>名寄市議会議員(15年5月1日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>風連町議会議員(17年9月7日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>19年4月30日</p> <p>13ヶ月</p> <p>新市の議会議員</p> <p>全1年8ヶ月</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">在任期間 約7ヶ月</p>
(参考) 首長	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>名寄市長(16年11月3日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p>風連町長(17年4月10日)</p> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p>新市の市長</p> <p>(50日以内に選挙)</p> </div> </div>

## 北海道 市議会議員数調

人口は15年3月末

自治体名	人口	議員数	議員1人あたりの人口
歌志内市	5,799	12	483
三笠市	12,954	16	810
夕張市	14,438	20	722
赤平市	15,478	16	967
芦別市	20,268	18	1,126
砂川市	20,571	20	1,029
士別市	22,932	20	1,147
富良野市	25,566	22	1,162
深川市	26,265	20	1,313
名寄市	26,902	22	1,223
紋別市	27,449	21	1,307
留萌市	28,047	22	1,275
美唄市	30,021	22	1,365
根室市	32,641	24	1,360
伊達市	35,864	22	1,630
網走市	41,427	22	1,883
稚内市	42,668	24	1,778
滝川市	46,365	24	1,932
平均	26,425	20.39	1,251
同規模市の平均	26,957	21.18	1,273

名寄市	26,902	22	1,223
風連町	5,455	16	341
合計	32,357	38	852

### 議員1人あたりの有権者

		名寄 :15年4月市議選 風連 :13年9月町議選	16年7月参議選
名寄市	有権者数	21,361	22,048
	議員一人あたり	971	1,002
風連町	有権者数	4,599	4,497
	議員一人あたり	287	281
議員1人あたりの有権者数の対比		3.38	3.57

市町村議会議員の定数

	現行人口区分	法定数	改正後人口区分 (H15. 1. 1施行)	上限数
町村	人口2千人未満	12人	人口2千人未満	12人
	人口2千人以上5千人未満	16人	人口2千人以上5千人未満	14人
	人口5千人以上1万人未満	22人	人口5千人以上1万人未満	18人
	人口1万人以上2万人未満	26人	人口1万人以上2万人未満	22人
	人口2万人以上	30人	人口2万人以上	26人
市	人口5万人未満	30人	人口5万人未満	26人
	人口5万人以上15万人未満	36人	人口5万人以上10万人未満	30人
			人口10万人以上20万人未満	34人
	人口15万人以上20万人未満	40人	人口20万人以上30万人未満	38人
	人口20万人以上30万人未満	44人		
	人口30万人以上40万人未満	48人	人口30万人以上50万人未満	46人
	人口40万人以上50万人未満	52人		
	人口50万人以上70万人未満	56人		
人口70万人以上90万人未満	60人	人口50万人以上90万人未満	56人	

## 先進事例

### 議員特例を使った事例

篠山市（平成 11 年 4 月 1 日新設合併）

4 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

西東京市（平成 13 年 1 月 21 日新設合併）

2 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さいたま市（平成 13 年 5 月 1 日新設合併）

3 市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

さぬき市（平成 14 年 4 月 1 日新設合併）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 2 月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

山県市（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

- (1) 議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 16 年 4 月 30 日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 新市の議会の議員の定数は 22 人とする。
- (3) 選挙区については、新市において在任特例適用期間中に検討する。

あさぎ町（平成 15 年 4 月 1 日新設合併）

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 1 年 1 月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

## 議員特例を使わない事例

峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町合併協議会（平成 16 年 3 月 1 日新設合併予定）

[京丹後市]

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 6 条及び第 7 条の特例は適用せず、地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき 30 人とし、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。

飛騨四町村合併協議会（古川町、河合村、宮川村、神岡町）（平成 16 年 2 月 1 日新設合併予定）

[飛騨市]

幹事会における意見：先進事例をみると在任特例を採用しているところが多く見受けられるが、当地域としては、法定定数 26 人を議員定数とすることが望ましいと思われる。

観音寺市、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町合併協議会（平成 17 年 3 月 1 日新設合併予定）

（3町離脱のため事務局閉鎖中（2003.12.1 現在））

- （1）新市の議会の議員については、新市の設置の日から 50 日以内に、地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 5 町の協議により、あらかじめ定める定数により設置選挙を行うものとし、市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会の議員の定数及び在任に関する特例はこれを適用しない。
- （2）地方自治法第 91 条第 7 項の規定に基づき、1 市 5 町の協議により、あらかじめ定める新市の議会の議員の定数については、30 人とする。

## 議会議員の定数及び任期に関する法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）＜平成15年1月1日から施行＞

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口5万人以下の市及び人口2万人以上の町村 26人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間。

公職選挙法 (昭和25年 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条 (第1項、第2項、第3項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項～第5項、第7項、第9項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 (第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

公職選挙法施行令 (昭和25年 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。